



1. 計画概要

1-1. 計画の目的

『小美玉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)』(以下、「本計画」という。)は、小美玉市(以下、「本市」という)の事務及び事業によって排出される温室効果ガスの削減を目的とします。

1-2. 対象

- ①適用範囲：本市が実施する事務及び事業
- ②対象とする温室効果ガス：二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)

1-3. 期間

5年間：2024(令和6)年度～2028(令和10)年

1-4. 本計画の位置づけ

本計画は、国の『地球温暖化対策計画』(令和3年10月22日閣議決定)を踏まえ、本市の『小美玉市第2次総合計画』と『小美玉市環境基本計画』を上位計画、『小美玉市恒久施設等総合管理計画』や『小美玉市公共建築物系個別施設計画』などを関連計画とし、これらの上位関連計画との整合を図ります。(図1)

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、計画策定が義務付けられています。



図1. 本計画の位置づけ

1-5. 基準年度

本計画の基準年度は、国の削減目標との整合を図り、2013(平成25)年度とします。

1-6. 期間

本計画の排出係数は、基礎排出係数とします。

2. 二酸化炭素排出量の現状と課題

2-1. 二酸化炭素排出量の推移(本市全体)

二酸化炭素排出量は、2021(令和3)年度で8,556 t-CO₂となっています。排出量の推移としては、2018(平成30)年度までは概ね増加傾向で推移し、新型コロナウイルスが拡大した2019(令和元)年度～2020(令和2)年度の期間は減少し、2021(令和3)年度には再び増加しています。(図2)

2-2. 二酸化炭素排出量の起源別構成割合

2021(令和3)年度における二酸化炭素排出量の起源別構成割合は、電力が83%と最も多く、次いで灯油・その他が6%、A重油・ガソリン2%の順となっています。(図3)

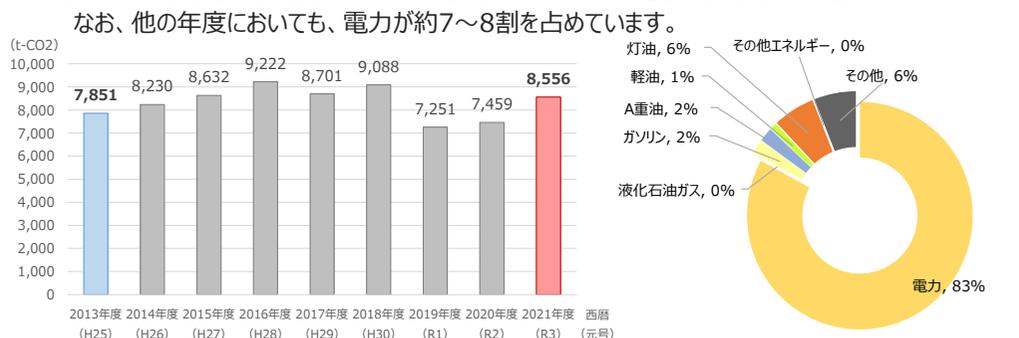


図2. 二酸化炭素排出量の推移(2013年度～2021年度)

図3. 二酸化炭素排出量の構成(2021年度)

※液化石油ガス、その他エネルギーは値が僅少であるため、0%と表記している。

2-3. 課題

全体の二酸化炭素排出量は、2013(平成25)年度比で705t-CO₂増加し、国の示す2013(平成25)年度比51%削減を考慮すると今まで以上に電力を中心としたエネルギー起源による二酸化炭素排出量を削減することが課題です。

3. 削減目標の設定

本計画の削減目標値を設定するにあたり、国の『地球温暖化対策計画』(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、同様の削減率としました。この値方、2030(令和12)年度の二酸化炭素排出量は3,847t-CO₂となります。(表1)

この目標を達成するため、本計画の目標年次である2028(令和12)年の二酸化炭素排出量を5,417t-CO₂とします。(図4)

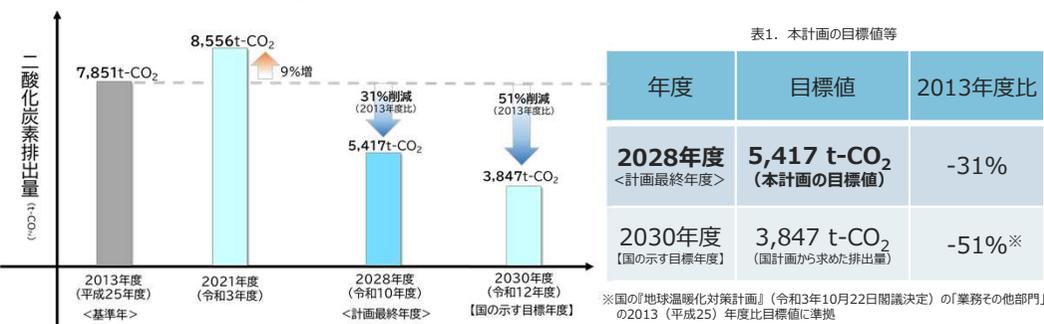


図4. 削減目標

※国の『地球温暖化対策計画』(令和3年10月22日閣議決定)の「業務その他部門」の2013(平成25)年度比目標値に準拠



4. 計画体系および目標値、施策の内容

計画方針	削減目標	施策	内容	実施年度
方針1 再生可能エネルギーの導入推進	1,681 t-CO2	1-1.太陽光発電設備等の導入可能性調査の推進	○公共施設等へ再エネ設備等を導入するため、太陽光発電設備等の導入可能性調査を推進します。	2024 (R 6) ~ 2028 (R10)
		1-2.太陽光発電設備等の導入推進	○導入可能性調査の結果を踏まえ、太陽光発電等の導入を最大限推進します。	2026 (R8) ~ 2028 (R10)
		1-3.電気自動車充電スタンドの導入	○公共施設における電気自動車充電スタンドの導入を推進します。	2024 (R 6) ~ 2028 (R10)
		1-4.再エネ電力等調達の推進	○公共施設における再エネ由来の電力調達を推進します。また、包括連携協定による教育施設等へのごみ発電由来の電力調達を進めます。	2024 (R 6) ~ 2028 (R10)
方針2 省エネルギー化の推進	294 t-CO2	2-1.省エネルギー設備等の導入	○改築施設等のZEB化、省エネ改修、LED照明の導入による省エネ設備等の導入を進めます。 ○分庁舎のZEB化を推進します。	2021 (R 3) ~ 2030 (R12) [※] 2024 (R 6)~
		2-2.省エネ活動の推進	○クールビズ・ウォームビズ、節電・減灯、インフォメーションによる節電の周知、COOL CHOICEの実践などの省エネ活動を推進します。	2021 (R 3) ~ 2030 (R12) [※]
方針3 公共施設のストック適正化	1,000 t-CO2	3-1.公共施設の廃止	○『公共施設建築系個別施設計画』に定める公共施設の廃止を進めます。	2021 (R 3) ~ 2030 (R12) [※]
		3-2.公共施設の一部廃止	○『公共施設建築系個別施設計画』に定める老朽化や未利用状態などとなっている公共施設の一部廃止を進めます。	
		3-3.公共施設の売却/貸付	○『公共施設建築系個別施設計画』に定める公共施設の売却/貸付を進めます。	
方針4 環境配慮行動の推進	164 t-CO2	4-1.環境にやさしい物品調達等の推進	○環境配慮契約法やグリーン購入法などに基づく、環境にやさしい物品調達等を推進します。	2024 (R 6) ~ 2028 (R10)
		4-2.3R+renewableの推進	○廃棄物の3R(Reduce Reuse Recycle)+Renewableを推進します。	
		4-3.公用車の電気自動車への切り替えの推進	○公用車の使用による化石燃料の利用を削減するため、公用車の電気自動車への切り替えを推進します。	

※『公共施設建築系個別施設計画』の計画期間と一致させた計画年度としています。